
第5章 資料編

1 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成

に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつか

さどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定

により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

2 人吉市男女共同参画推進条例（平成22年6月25日 条例第17号）

日本国憲法においては、基本的人権の一つとして個人の尊厳と男女の平等がうたわれている。

本市においても、人吉市男女共同参画推進懇話会の提言に基づく基本計画の策定をはじめ、多くの市民、団体等が一体となって啓発活動等に積極的に取り組み、男女共同参画の推進に努めてきたところである。

しかしながら、役割分担意識や社会における活動の選択においては、いまだ多くの課題が残されている。また、少子高齢化社会や地域社会の変化、情報技術の急速な発展などに対応していく上で、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が緊要な課題である。

人吉市においては、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまちの実現に向けて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参

画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、市内に通勤若しくは通学し、又は滞在するすべての者をいう。

(4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言葉や動作により相手方の生活環境を害する行為又は当該言葉や動作に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある、若しくはあった者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

(1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、あらゆる男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見

直されること。

- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮
男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営むことができるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調
男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

- 第4条** 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者の協働)

- 第7条** 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止)

- 第8条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

- 第9条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性若しくは男性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進計画の策定等)

- 第10条** 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、人吉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。
 - 3 市長は、男女共同参画推進計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実、啓発活動等の適切な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立の促進)

第13条 市は、男女が家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(自営業における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業の経営及びこれらに関する活動において、男女が共同して参画できる機会が確保されるよう、情報の提供その他の活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(教育の推進及び学習の支援)

第15条 市は、学校教育、社会教育等あらゆる教育及び学習を通じて男女共同参画に関する教育及び学習が適切に行われるための必要な支援を行うものとする。

(積極的改善措置)

第16条 市長及びその他の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等の設置に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、法制上及び啓発活動等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情及び相談の対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたときは、市長に相談を申し出ることができる。

3 市長は、前2項に規定する苦情又は相談の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

4 市長は、第1項に規定する苦情又は相談の申出について、必要があると認めるときは、人吉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

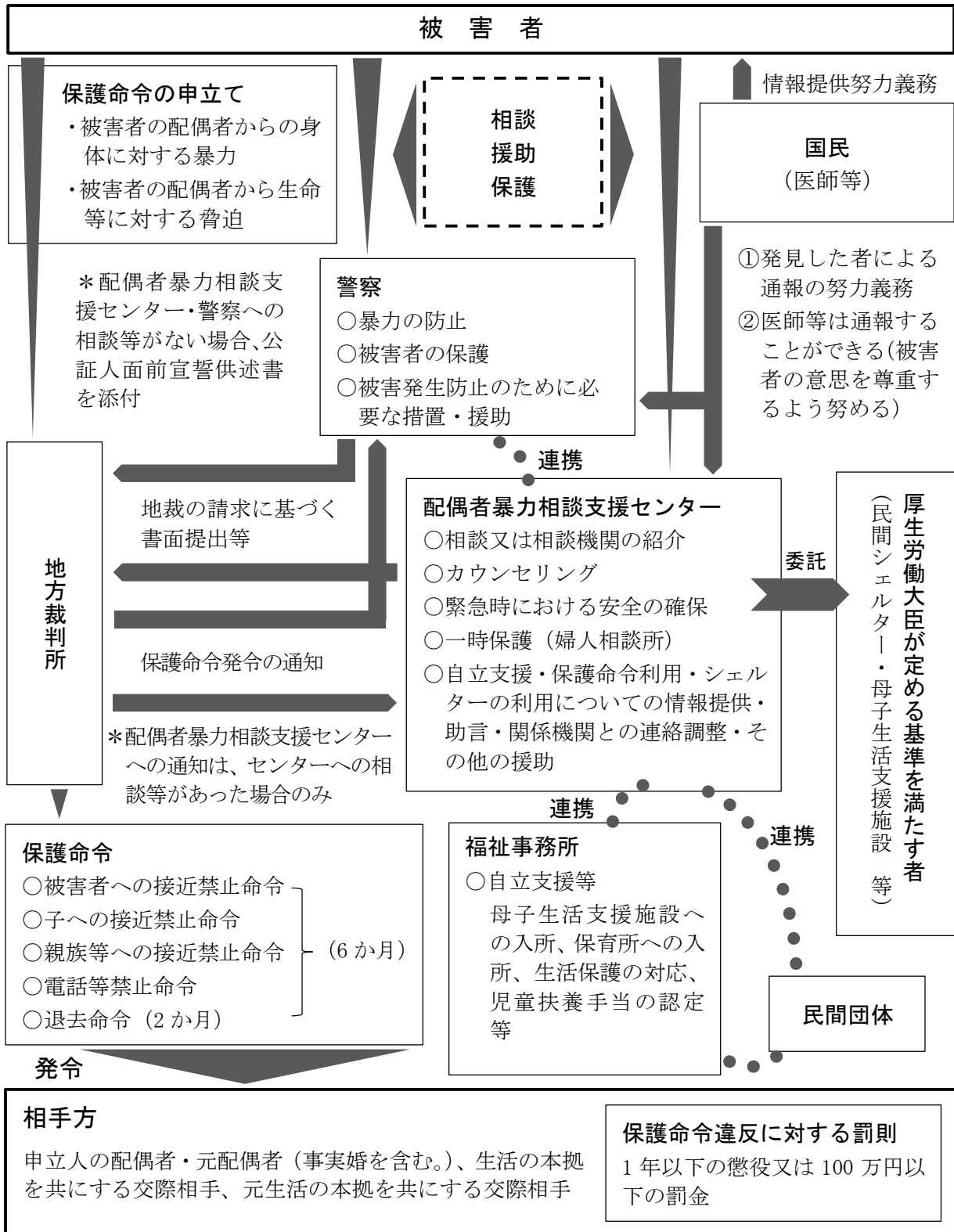
第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要

(内閣府男女共同参画局資料から)



国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

(厚生労働省資料から)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）

- ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- ▶ 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成 28 年 4 月 1 日施行）。
- 10 年間の時限立法。

5 人吉市男女共同参画推進審議会委員名簿

人吉市男女共同参画推進審議会【第4期】

氏名	備考	
今村 朱美	会長	人吉市社会教育委員会
魚住 光二	副会長	一般
有馬 智恵子		一般
大瀬 彦一		人吉市民生委員児童委員協議会
尾方 篤		人吉市教育委員会
黒木 謙次		人吉市 PTA 連絡協議会
椎屋 恵美		人吉商工会議所
中村 章男		一般
西邨 留美子		国際ソロプチミスト
平山 美佳		一般社団法人 ひとよし球磨青年会議所
前田 しをり		ほっとステーション 九ちゃんクラブ
吉岡 義起		人吉市校区公民館長連絡協議会
渡邊 利香		一般
和田 富美子		一般

(会長、副会長以下は50音順)

6 男女共同参画に関する、世界、国、県の動き

年	熊本県	日本	世界
1975年 (昭和50年)		*婦人問題企画推進本部設置 *婦人問題企画推進会議開催	*国際婦人年 *国際婦人年世界会議 *「世界行動計画」採択
1977年 (昭和52年)		*「国内行動計画」策定 *「国立女性教育会館」設置	
1979年 (昭和54年)			*国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)	*「県婦人問題行政推進会議」設置		*「国連婦人の十年」中間世界会議 *「国連婦人十年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)	*「県婦人問題懇話会」設置	*「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)	*「県婦人問題基本計画」策定 *「婦人問題シンポジウム」開催		
1985年 (昭和60年)	*国連婦人の十年最終記念事業「くまもと婦人フォーラム」開催	*「男女雇用機会均等法」の公布 *「女子差別撤廃条約」批准	*「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)	*「女性のための実施計画書」策定	*婦人問題企画推進本部拡充 *婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		*「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)	*「県婦人問題懇話会」が女性の登用等について知事へ提言		
1990年 (平成2年)			*国連婦人の地位委員会拡大会期 *国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)		*「育児休業法」の公布	
1993年 (平成5年)		*「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」の公布	

年	熊本県	日本	世界
1994年 (平成6年)	*男女共同参画社会形成のための「ハーモニープランくまもと」策定	*男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	*「県農山漁村女性ビジョン」策定 *熊本県男女共同参画社会推進懇話会設置	*「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	*第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動 *「北京 宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		*男女共同参画推進連携会議発足 *「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		*男女共同参画審議会設置 *「介護保険法」公布	
1999年 (平成11年)		*「男女共同参画社会基本法」成立、施行 *「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000年 (平成12年)	*「熊本県総合計画」に、男女共同参画システムづくりが挑戦プロジェクトに盛り込まれる	*「男女共同参画基本計画」閣議決定	*国連特別総会「女性2000年会議」 *「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択
2001年 (平成13年)	*「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」策定 *「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定 *「熊本県男女共同参画推進条例」策定	*男女共同参画会議設置 *男女共同参画局設置 *「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 *「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
2002年 (平成14年)	*「熊本県男女共同参画推進条例」施行 *「男女共同参画センター」開設 *「熊本県男女共同参画審議会」設置	*アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	
2003年 (平成15年)		*「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 *「少子化社会対策基本法」公布、施行 *「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	

年	熊本県	日本	世界
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> *「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 *「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> *「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> *「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 *「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	*国連「北京+10」閣僚級会合
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> *「熊本県男女共同参画計画」改定 *「熊本県農山漁村男女共同参画プランⅡ」策定 	<ul style="list-style-type: none"> *「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 *「男女雇用機会均等法」改正 *東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 *「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> *「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 *「パートタイム労働法」改正 *「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ *「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> *「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> *「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> *男女共同参画シンボルマーク決定 *「育児・介護休業法」改正 	
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> *APEC 第15回女性リーダーズネットワーク会合 *第8回男女共同参画担当者ネットワーク会合 *「仕事と生活の調和憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 *「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	*国連「北京+15」記念会合
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> *「熊本県男女共同参画計画」改定 		*UN Women 正式発足

年	熊本県	日本	世界
2012年 (平成24年)		*「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	*第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2013年 (平成25年)		*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 *「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	
2014年 (平成26年)	*「熊本県女性の社会参画加速化会議」発足	*「パートタイム労働法」改正 *「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	*第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2015年 (平成27年)	*「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定	*「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 *「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 *「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	*国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会） *第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 *UN Women 日本事務所開設
2016年 (平成28年)	*「熊本県男女共同参画計画」改定	*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 *「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 *「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 *「育児・介護休業法」・「男女雇用機会均等法」等の改正 *G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」・「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意	
2017年 (平成29年)		*「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	

7 男女共同参画に関する人吉市の取組

年	人吉市の取組等
1991年 (平成3年)	*「人吉市婦人問題懇話会」発足
1993年 (平成5年)	*「人吉市女性政策懇話会」に名称変更 *市民意識調査の実施
1996年 (平成8年)	*女性政策懇話会から女性問題への提言書受理
2000年 (平成12年)	*「市職員のセクシャルハラスメント防止に関する規程」制定
2001年 (平成13年)	*市民意識調査の実施 *「市職員旧姓使用取扱要項」制定 *「人吉市男女共同参画推進懇話会」に名称変更
2003年 (平成15年)	*男女共同参画推進懇話会から「男女共同参画行政への提言書」を受理 *「人吉市男女共同参画基本計画」策定
2007年 (平成19年)	*市内事業所アンケート実施
2009年 (平成21年)	*市民意識調査の実施
2010年 (平成22年)	*「人吉市男女共同参画推進条例」制定 *「人吉市男女共同参画推進条例施行規則」制定 *「人吉市男女共同参画推進審議会設置条例」制定 *「人吉市男女共同参画推進審議会」設置（人吉市男女共同参画推進懇話会廃止）
2011年 (平成23年)	*「人吉市男女共同参画推進計画（第2次基本計画）」策定
2015年 (平成27年)	*「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定 *市民意識調査の実施
2017年 (平成29年)	*市内事業所アンケート実施
2018年 (平成30年)	*「人吉市男女共同参画推進計画（第3次基本計画）」策定